

第2章

地域福祉の推進

1 基本理念

(1) 基本理念

第5次鶴ヶ島市総合計画における市の将来像を実現するために、第2次地域福祉計画の基本理念を定めます。

第5次鶴ヶ島市総合計画における市の将来像

鶴ヶ島は 元気にする
～明日につながる活力のまち 支え合う安心のまち～



第2次鶴ヶ島市地域福祉計画の基本理念

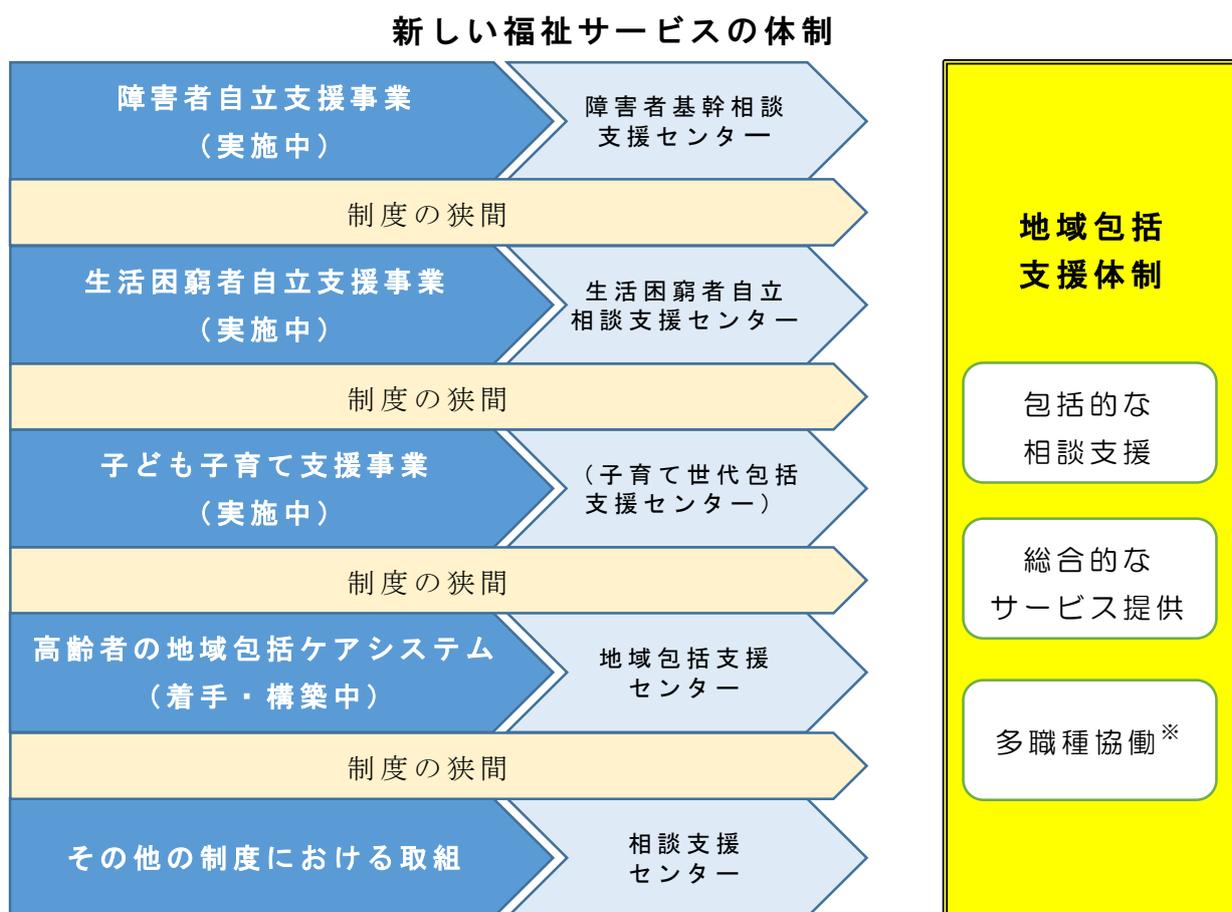
誰もが 安心して いきいきと暮らせるまちをつくります
～鶴ヶ島の地域包括支援体制の構築を目指して～

(2) 鶴ヶ島市の“地域包括支援体制”の構築

平成37年(2025年)、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となることの対応への議論が行われるようになりました。その中で「地域包括ケアシステム[※]」という考え方が示され、「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」を目指すものとされました。

しかし、実際には障害者[※]や子ども、子育て世帯等、地域において「何らかの支援」を必要とする人や多問題を抱える家族などが暮らしています。制度の連携や仕組みの共有により支援できる部分は多くありますが、制度の狭間を埋める支援や多問題家族を支援する仕組みは十分ではありません。

こうしたことから、コミュニティソーシャルワーク[※]の考え方に基づき、市民や市民活動団体・事業所など地域全体で支援していく「地域包括支援体制[※]」の構築を通して、誰もが、安心して、いきいきと暮らせるまちをつくります。



(3) 地域福祉を推進する上での視点

次のことを基本として地域福祉を推進します。

年齢、性別、国籍の違い、障害等の有無にかかわらず、互いの差異や多様性を認めあう、社会的包摂の考え方を基本とします。

支援の対象を、高齢者、障害者等の属性ではなく、「生活のしづらさを抱えた人、支援を必要とする人」として捉えます。

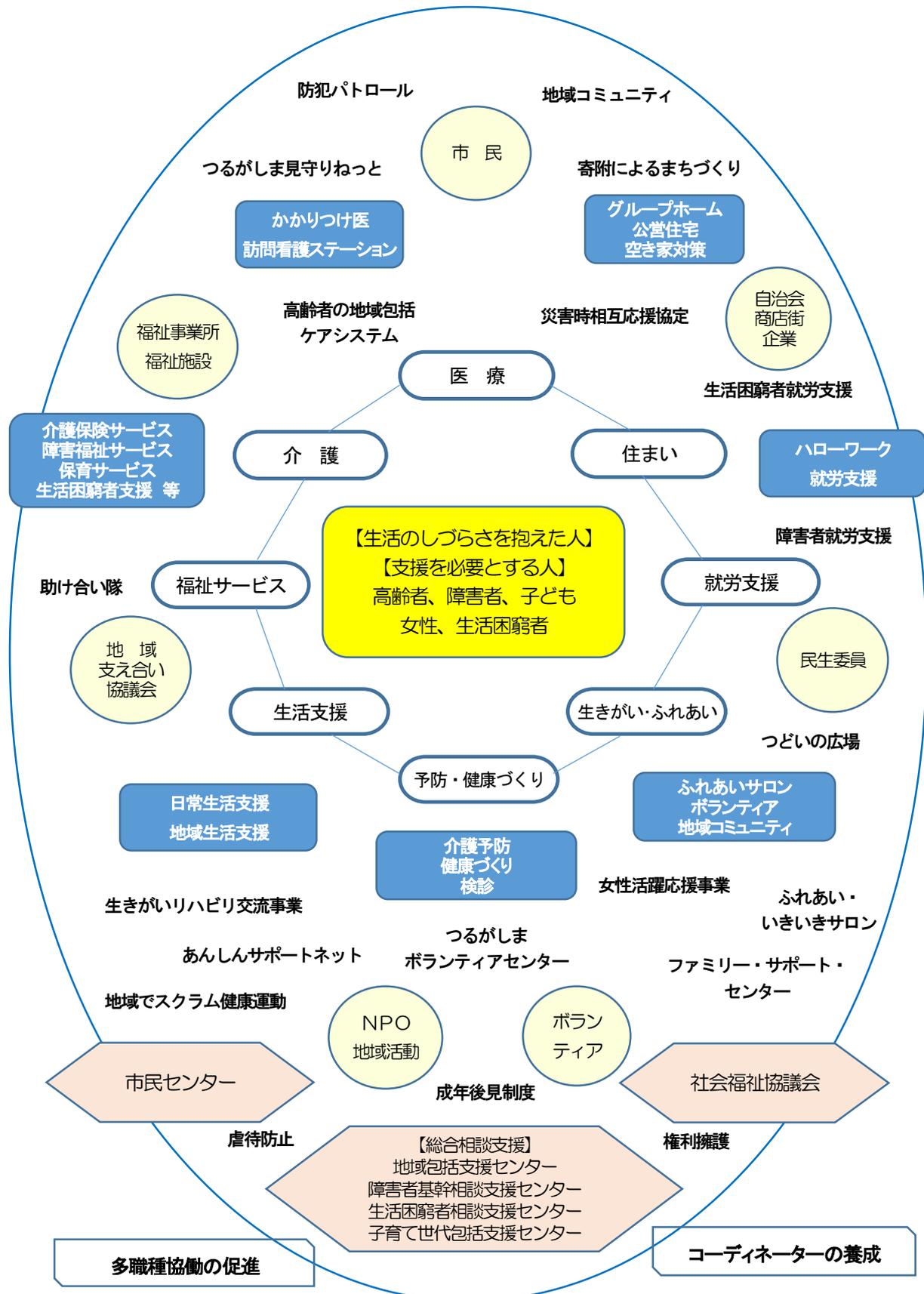
高齢者、障害者、子ども、女性、若者、生活困窮者を含めて、自分らしい生き方、自立や自己実現を支援していく、という視点から支援を考えます。

高齢者や障害者を「支援を受ける人」という固定的な見方をせず、その力を生かし、地域社会の担い手として活躍できるような環境づくりを進めます。

健康で過ごせるようにするための“予防”が重要であり、個人でできる予防、地域で取り組む予防、さらに広域で行う予防等、具体的な取組を促進します。

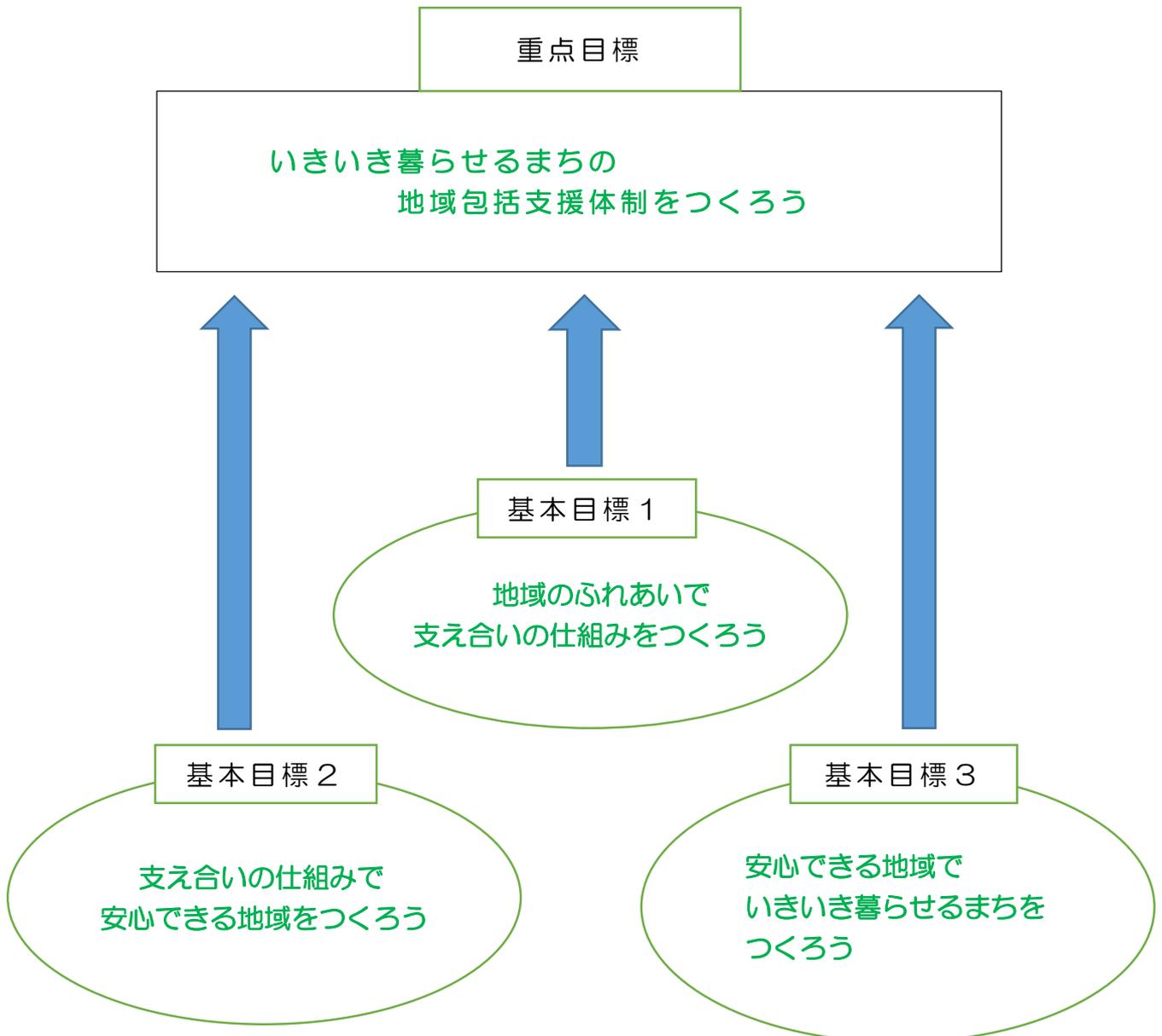
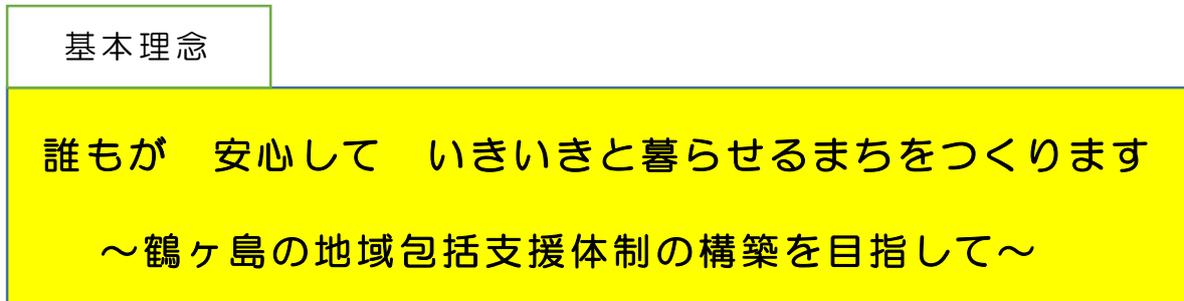
医療や介護が必要になっても、誰もが、安心して、いきいきと暮らせるまちをつくります。

鶴ヶ島の地域包括支援体制の構築



2 重点目標と基本目標

基本理念の実現に向け、地域福祉の推進のための基本的な方向性を示して、まちづくりを具現化する重点目標と基本目標を定めます。



3 計画の期間

第2次地域福祉計画及び第2次地域福祉活動計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5か年の計画とします。

ただし、団塊の世代が75歳を迎える平成37年に向け、鶴ヶ島市高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画に基づく、高齢者の地域包括ケアシステムの実現のための方向性を尊重しつつ、重点目標「いきいき暮らせるまちの地域包括支援体制をつくろう」の最終目標は平成37年度とします。

平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年	平成 33年	平成 34年	平成 35年	平成 36年	平成 37年	平成 38年
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

第2次計画	第3次計画			
重点目標 いきいき暮らせるまちの 地域包括支援体制をつくろう				
基本目標 1 地域のふれあいで 支え合いの仕組みをつくろう				
基本目標 2 支え合いの仕組みで 安心できる地域をつくろう				
基本目標 3 安心できる地域で いきいき暮らせるまちを つくろう				

→

団塊の世代が 75 歳に

4 施策の体系

誰もが 安心して いきいきと暮らせるまちをつくります
 ～鶴ヶ島の地域包括支援体制の構築を目指して～

目 標	取組の方向性
<p>重点目標</p> <p>いきいき暮らせる まちの地域包括支 援体制をつくろう</p>	<p>1 鶴ヶ島の“地域包括支援体制”づくり</p>
<p>基本目標 1</p> <p>地域のふれあいで 支え合いの仕組み をつくろう</p>	<p>1 見守り、受け止めるシステムづくり</p> <p>2 ふれあい、交流のシステムづくり</p> <p>3 市民の支え合いのシステムづくり</p> <p>4 市民と多様な団体との支え合いのシステム づくり</p>
<p>基本目標 2</p> <p>支え合いの仕組み で安心できる地域 をつくろう</p>	<p>1 災害時に備えた支援のシステムづくり</p> <p>2 生活困窮者の支援のシステムづくり</p> <p>3 社会的孤立を防止するシステムづくり</p> <p>4 高齢者の地域包括ケアシステムづくり</p> <p>5 権利擁護のシステムづくり</p>
<p>基本目標 3</p> <p>安心できる地域で いきいき暮らせる まちをつくろう</p>	<p>1 健康・生きがいを培うシステムづくり</p> <p>2 社会参加を促すシステムづくり</p>

5 取組

重点目標

いきいき暮らせるまちの地域包括支援体制をつくろう

1 鶴ヶ島の“地域包括支援体制”づくり

◆ 市民の声

- ・市民に知識がないと、どこに相談すればいいのかわからない。
- ・何でも相談出来る場があると良い。そこから各専門に紹介してもらう。
- ・日常生活でのトラブルを相談出来る窓口を作ると良い。トラブルが起きてもどこに相談すればいいかわからないことが多いので、迷ったらここに電話すれば大丈夫というような窓口が良いと思う。

◆ 市民活動団体及び事業者の声

- ・子育て、子ども支援のためのネットワークづくりをしながら、公的機関との連携を進め、それが将来的には高齢者の地域包括支援センターと同じような「子ども包括支援センター」になれば理想的だと思う。
- ・1つの課題があるのは、それだけで起きている訳ではない。例えば、生活困窮の人、その人のお金の部分だけをクリアすればいいのかというと、そうではない。色々な職種が連携していかなければいけない。
- ・家族関係が希薄な世帯、年金生活で引きこもりの子どもを抱える高齢者等の多問題を抱えている世帯が多い。
- ・家庭における複合的な問題に対し、行政の窓口はバラバラ。その家庭の問題を全部対応する人が必要と感じている。

◎ 基本的方向

多様化・複合化するニーズに対応し、課題を解決するために、地域において支援を必要とする人（世代や支援対象）を総合的・包括的に支援する鶴ヶ島の“地域包括支援体制”の構築を進めます。

《市の具体的な施策・取組》

(1) 「地域包括支援」の理解の促進

「共生」の意識の醸成

市民がお互いの生活に理解を深め、多様な市民のあり方を認め合える「共生」の意識を醸成し、「共生社会[※]」を築いていくことを目指します。

「自助」と「互助[※]」による参加と活動との促進

「自助：自らの活動により、自らの生活や健康を維持すること」と「互助：ボランティア等のインフォーマル[※]なサポートによる助け合い」の意識を醸成し、市民が主体として参加し、活動することを促進します。

※市ではこれまで地域福祉の推進のために「自助・共助・公助」を基本としてきました。

国は、「地域包括ケアシステム」の構築には「自助・互助・共助・公助」の仕組みが必要としています。「共助」は医療保険や介護保険等の社会保険を介して提供されるサービス、「公助」は自助・互助・共助では十分な対応ができない場合に主に税負担により提供される社会福祉としています。

この計画では、「地域包括ケアシステム」を全体的に拡充し、「地域包括支援体制」を整備していきます。

「地域包括支援」の理解の共有化

高齢者や障害者、生活困窮者等の支援が必要な人が、住み慣れた地域の中で、世代や支援対象で分けることなく、「自助・互助・共助・公助」による様々な主体が提供する、多様なサービスにより、総合的・包括的に支援する体制であることを理解し、共有することを推進します。

(2) 「多様」な支援体制の創出

<p>多様な主体による支え合いの推進(再掲:40ページ)</p> <p>市民、市民活動団体、企業等の多様な主体が支援を必要とする人を支えるシステムを推進します。</p>
<p>多職種協働の促進(再掲:40ページ)</p> <p>身近な地域で、包括的な支援を行うために、医療、看護、介護、福祉等の多職種が一体となった支援が受けられるよう、多職種協働を促進します。</p>
<p>多様な人材の確保、養成の推進</p> <p>支援を必要とする人の急激な増加が見込まれる中で、医療、看護、介護、福祉等の専門職の人材不足を補うために、生活支援等の担い手となるボランティア、NPO法人等の専門職を含めた多様な人材を確保し、又は養成し、市民活動団体の設立や運営の支援を行います。</p> <p>また、元気な高齢者も支援に携わる人として活動を促進します。</p>
<p>多様なサービスの創出</p> <p>市民の多様性に対応するため、市内の様々な資源を組み合わせながら、多様なサービスの中から適時適切なサービスを提供できるよう支援します。</p>
<p>多様な情報の集約と発信</p> <p>多主体[※]、多職種間の情報共有を促進するとともに、多様なサービスに関する情報を集約し、支援を必要とする人、支援に携わる人に情報を発信する体制を整備します。</p>

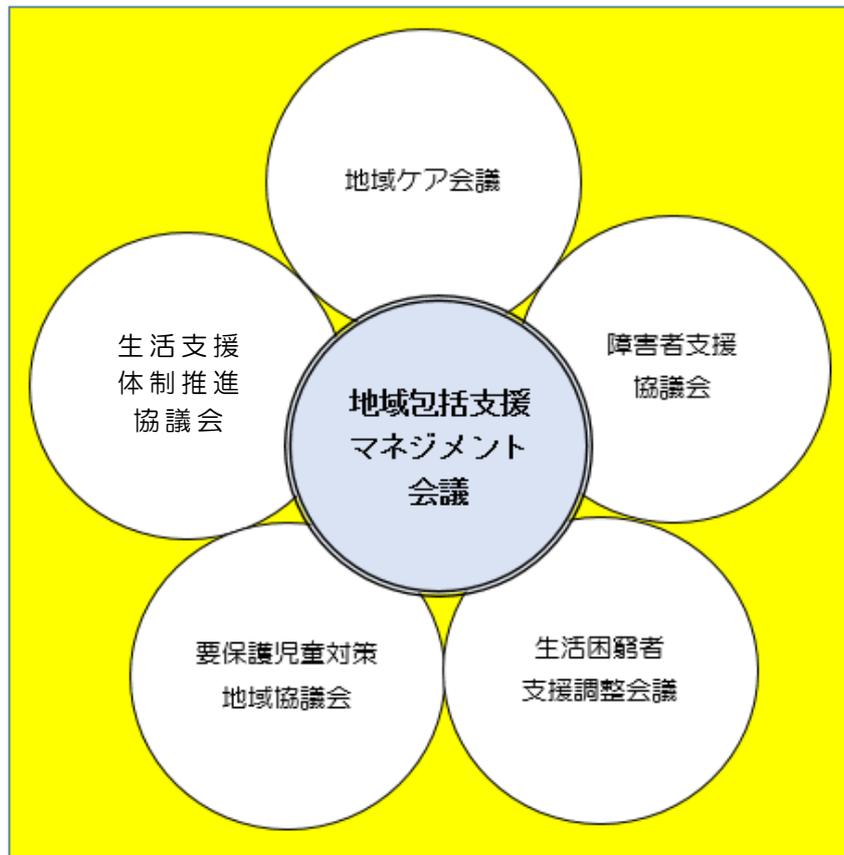
(3) コーディネート機能の構築

<p>まちづくりのためのコーディネーターの養成(再掲:32・35ページ)</p> <p>市民、市民活動団体等の地域で活動する様々な主体のなかからコーディネーターできる人材の発掘を進めるとともに、コーディネーター[※]を育成するために必要な研修等の機会を設けます。</p>
<p>生活支援コーディネーターの配置(再掲:54ページ)</p> <p>生活支援等の担い手の発掘や養成、高齢者の日常生活に係るニーズとサービスの把握やマッチング[※]、サービスの創出、多様なサービス主体のネットワーク化等を図るための生活支援コーディネーターを配置します。</p>
<p>専門職の連携の推進</p> <p>複合課題を解決するために、コーディネーター、ケアマネジャー[※]、相談支援員[※]、就労支援員[※]等の専門職の連携を推進します。</p>
<p>地域ケア会議の推進</p> <p>多職種協働による個別事例の検討を通じたケアマネジメント[※]支援、又それによる地域課題の把握から政策形成につなげる地域ケア会議[※]を推進します。</p>

(4) マネジメントの構築

<p>ケアマネジメントの充実</p> <p>支援を必要とする人や家族に対して専門職によるケアマネジメントのもと適時適切なサービスが提供できるよう専門職のスキルを高めるよう支援します。</p>
<p>地域相談支援システムの機能強化</p> <p>身近な地域で相談支援が受けられるよう、地域包括支援センターと市民センターの連携やそれぞれの機能強化を推進します。</p>
<p>総合相談支援システムの創設(再掲:28ページ)</p> <p>高齢者、障害者、子育て、生活困窮等の問題が混在する世帯の相談支援、ケアマネジメントに対応するため、一体的な相談支援の体制を創設します。</p>
<p>支援検討会議の連携の推進</p> <p>高齢者、障害者、子育て、生活困窮等の複合課題を解決するために、地域ケア会議等の支援検討会議の連携を推進し、(仮称)地域包括支援マネジメント会議を設置します。</p>

地域包括支援マネジメント会議



【社会福祉協議会の活動】

多様化・複合化する問題について、個別の課題から地域の課題解決の仕組みづくりを促進し、地域包括支援体制を市と共に構築します。

地域福祉活動計画を共通ビジョンとして、コミュニティソーシャルワーク機能を職員一人ひとりが実践できる体制の構築に取り組みます。

コミュニティソーシャルワーク機能の充実

サービスで対応できないすき間の課題にアプローチするために、専門性をより強固にし、コミュニティソーシャルワーク機能の充実を図ります。それぞれの担当としての専門性のスキルアップと共に、地域福祉を意識した配置を行います。

小地域活動行動計画づくりの支援

小学校区を基本として、市民自らが住み良いまちにするための「小地域活動行動計画[※]」の策定を市民、地域支え合い協議会、学校、事業所、企業、市民活動団体等の関係機関と協働して進めます。

社会福祉法人等のネットワーク化の推進

市内の社会福祉法人等福祉関係施設や団体のネットワークを構築し、社会貢献活動[※]等の活動展開の働きかけを行います。

福祉人材のスキルアップ・協働の促進

支援を必要とする人や家族に対して福祉専門職によるケアマネジメントのもと適時適切なサービスが提供できるよう福祉専門職のスキルを高めるよう支援します。地域支援を意識して、様々な関係機関、専門職、行政、市民が協働できるようなコーディネートを行います。

(仮称)地域包括支援マネジメント会議の推進

市が行う(仮称)地域包括支援マネジメント会議を社会福祉協議会でも推進します。

基本目標 1

地域のふれあいで支え合いの仕組みをつくろう

1 見守り、受け止めるシステムづくり

◆ 市民の声

- お互いに助け合いの気持ちを持って接することが大切（ひと声掛け合う）
- 独居高齢者の孤立死^{*}やゴミ屋敷等の問題が多く見られるので、独居高齢者の見守り活動を行う。
- 近所の方々に子どもたちの顔を知って頂くことは、防犯の上でも良い。
- 帰宅時間が遅い夜間時に歩いていると、一人では不安になる。

◆ 市民活動団体及び事業者の声

- 行政に頼る仕組みでなく、市民同士、市民活動団体同士がつながれるようにしてほしい。
- 日頃から散歩、縁側カフェ等で地域の人とある程度顔見知りになっている。何かあったら民生委員に連絡をとるようにしている。

◎ 基本的方向

地域の中で支援を必要とする人について市民が理解し、気付くことを促進し、身近な地域での高齢者や子育て世帯等の見守りの仕組みを多様に構築するとともに、生活のしづらさを抱えた人、支援を必要とする人を受け止め、支援につなげるシステムづくりを推進します。

また、適切な支援につなげるためには、市民の気付きや発見を受け止める役割を担う地域包括支援センター等の機能強化や多問題に応じた支援を検討する総合的な相談支援体制の構築を推進します。

《市の具体的な施策・取組》

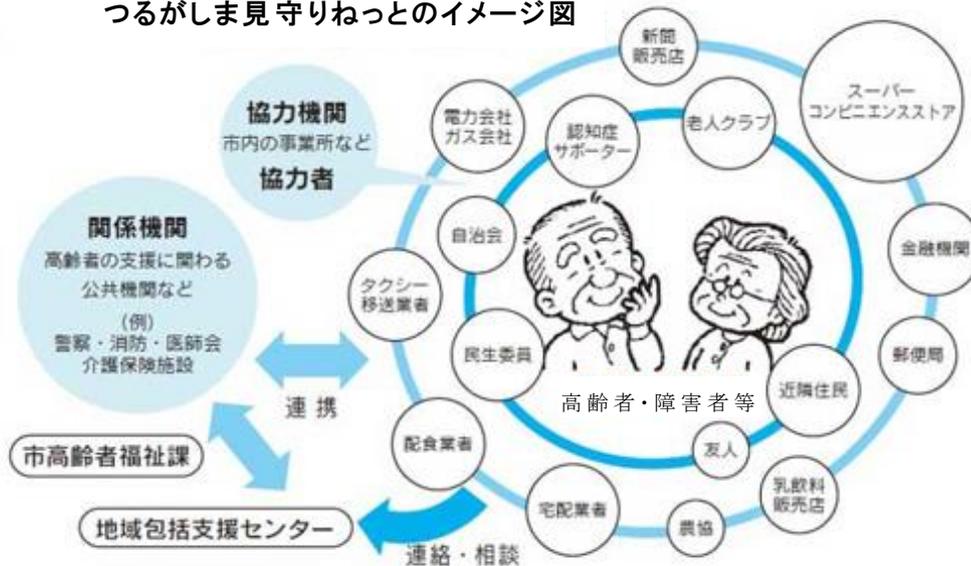
(1) 支援を必要とする人を理解するシステムの推進

<p>共生社会・ノーマライゼーションの理念の普及(再掲:63ページ)</p> <p>共生社会、ノーマライゼーションの理念や必要性について、様々な機会を通して分かりやすく示すことにより、市民の共生社会、ノーマライゼーションに対する認識を高めます。</p>
<p>地域福祉の意識の醸成</p> <p>自助・共助・公助の理念の周知に努めるほか、身近な地域での交流等を通じ、互いに支え合う意識の醸成に努めます。</p>
<p>認知症サポーター等の養成</p> <p>認知症への理解を深めるため、「認知症サポーター」を養成するとともに、認知症等により判断能力が衰えた高齢者の権利を守るため、成年後見制度の普及・啓発と成年後見の担い手となる「市民後見人」を養成します。</p>
<p>男女共同参画意識の普及</p> <p>性別に関わらず誰もが生き生き暮らすために、学校、自治会、市民活動団体等、様々な団体と連携しながら、男女共同参画の意義や目的を正しく理解できるように、普及啓発を行います。</p>

(2) 見守り、気付きのシステムの推進

<p>つるがしま見守りねっと(高齢者見守りネットワーク)の充実(再掲:40・51ページ)</p> <p>市民・事業者等が相互に連携して高齢者や障害者・生活困窮者等の見守り・声かけを行い、高齢者等が孤立することなく安心して生活できる地域づくりを進めます。</p>
<p>地域支え合い協議会の支援(再掲:35ページ)</p> <p>地域の課題を地域で解決していくために、地域支え合い協議会の市内全域での設立を目指します。</p>
<p>防犯パトロール等の充実(再掲:35ページ)</p> <p>市民青色防犯パトロール隊の充実、児童・生徒の下校時等の見守り活動の充実、市民、市民活動団体等と連携し、地域における犯罪抑止のための取組を進めます。</p>
<p>青少年健全育成連絡協議会等の支援</p> <p>子どもたちが安心・安全な環境のなかで健やかに成長できるように、青少年健全育成連絡協議会をはじめ、地域社会を構成する市民や団体とともに防犯パトロールや地域内の環境浄化に取り組みます。</p>
<p>民生委員・児童委員の活動の促進(再掲:36・51ページ)</p> <p>民生委員・児童委員による地域活動(見守り・相談・支援)の充実を図るため、円滑な活動を行えるように支援します。</p>

つるがしま見守りねっとのイメージ図



(3) 受け止め、支援につなげるシステムの創設

市民センター等の活用

市民センター等を活用し、身近な地域における交流の促進や自主的な地域活動の支援を図るとともに、地域福祉や健康づくり、防災等の多様化する地域課題の解決に向けた取組を進めます。

地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターにおいて、総合相談、介護予防ケアマネジメント※、権利擁護事業等を実施し、高齢者の総合的な支援を行うとともに、多職種協働による個別事例の検討を通じたケアマネジメント支援を行う地域ケア会議の開催などにより機能強化を図ります。

認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員の配置

認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チーム※の設置と医療機関介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症に関する相談業務等を行う認知症地域支援推進員※を配置します。

総合相談支援システムの創設(再掲:24ページ)

高齢者、障害者、子育て、生活困窮等の問題が混在する世帯の相談支援に対応するため、一体的な相談支援の体制を創設します。

【社会福祉協議会の活動】

支援を必要とする人への理解や見守り活動を広め、市民相互の相談や専門相談機能の充実を図り、支援を必要とする人への支援につなげるシステムを推進します。

<p>支援を必要とする人への理解の促進</p> <p>障害者、高齢者、生活困窮者等の生活のしづらさを抱えた人を理解し、支援するための交流事業や研修、講座を開催します。</p>
<p>地域福祉の意識の醸成</p> <p>自助・共助・公助の理念の周知に努めるほか、身近な地域での交流等を通じ、互いに支え合う意識の醸成に努めます。</p>
<p>福祉教育・ボランティア学習の促進</p> <p>障害者、ボランティア、市民活動団体、福祉施設等と連携して、小学校や中学校で実施している福祉教育・ボランティア体験学習を促進します。</p>
<p>支援を必要とする人のニーズの掘り起し</p> <p>民生委員・児童委員、地域包括支援センター等と連携して、支援を必要とする人のニーズの掘り起しと見守り体制を整備します。</p>
<p>福祉委員活動の充実</p> <p>社会福祉協議会が委嘱する福祉委員[※]が、自治会や民生委員・児童委員、事業所等と連携し、地域の福祉課題や支援を必要とする人を発見し、見守り、つなぐ活動に努めます。</p>
<p>市民同士の相互相談の仕組みづくり(再掲:38・51ページ)</p> <p>市民が市民の立場で相談を受ける仕組み(心配ごと相談)の検討を行います。</p>
<p>生活困窮者自立支援事業の推進【市委託事業】(再掲:49ページ)</p> <p>生活上の様々な課題や生活のしづらさのある人に対し、生活困窮者自立支援法のサービス(就労支援や家計相談支援など)などを活用し、地域でのその人らしい暮らしを支援します。</p>
<p>障害者相談支援の充実【市委託事業】</p> <p>障害児や障害者が、安心して地域の中で生活できるように相談支援を充実し、障害者支援協議会[※]や関係機関とのネットワークにより、相談の中から出た課題を解決する取り組みを進めます。</p>

基本目標 1

地域のふれあいで支え合いの仕組みをつくろう

2 ふれあい、交流のシステムづくり

◆ 市民の声

- 地域活動への参加を促し、人とのつながりを作ることが大切。
- 若い世代がもっと交流出来る場所を増やして活躍する場があれば良い。
- お年寄りから生活の知恵を学ぶ場の設定など、年代を超えた人々の交流の場があると良い。
- 子どもを見守り、時には注意をし、誰もが母親、父親のような存在であると良い。

◆ 市民活動団体及び事業者の声

- 地域に障害のある人がどの位いるのか分からない。地域に住んでいる人がもっと深く関わっていくと、多くの困りごとが分かるのだろうと思う。
- 子どもは、高齢者、障害者等多くの人とふれあうことで、優しさや思いやり等が身に付く。高齢者も涙して喜ぶ人もいる。子どもたちにとっても、高齢者にとっても良いと思う。
- 子育て支援に関わってきたが、昔と比べて制度が充実してきている。気軽に集まれる場所がもっと増えれば、情報交換がもっとできると思う。
- 金銭的貧困だけでなく、心の貧困がある。これを取り除くには、話し相手等の誰かが寄り添う事が必要となる。行政に頼れない部分である。

◎ 基本的方向

身近な地域の中で、地域の人、団体等による高齢者、子ども等の交流の場をつくり、ふれあい・交流を促進し、孤立の防止、閉じこもりの防止のために支援します。

また、ふれあい・交流の拠点の創出や地域活動の支援を推進します。

《市の具体的な施策・取組》

(1) 高齢者のふれあい・交流の促進

<p>高齢者の活動の支援(再掲:64ページ)</p> <p>地域の高齢者のつながりの基盤となる老人クラブの活動を支援し、老人クラブの活性化を促進します。</p>
<p>高齢者サロン等の拡充(再掲:51ページ)</p> <p>高齢者サロン、生きがいハビリ交流事業等、高齢者の交流の場を充実するとともに、高齢者自らが高齢者を支える担い手となり、社会参加や生きがいを持って活動できるよう情報提供を進めます。</p>
<p>認知症カフェ(オレンジカフェ)の拡充</p> <p>認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、認知症の悪化予防、家族の介護負担の軽減及び地域での認知症啓発を目的として、認知症の人やその家族、地域住民、専門職などが気軽に集い、交流や情報交換ができる認知症カフェ(オレンジカフェ)の設置運営を支援します。</p>
<p>介護予防の推進(再掲:60ページ)</p> <p>介護予防に向けた取組を推進するとともに、介護予防ボランティアを養成し、市とボランティアが連携して、住民主体の介護予防活動を支援します。</p>

(2) 子どものふれあい・交流の促進

<p>児童館・子育てセンター・つどいの広場の充実</p> <p>地域における子どもの居場所や自主的な活動の場、子育て中の親子の交流の場を通じて、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合う取組を進めます。</p>
<p>地域での子どもの活動の場の充実</p> <p>放課後子ども教室[※]の取組に地域の多様な人材が参画できる仕組みづくりを進める等、子どもたちの異年齢・異世代交流の場を充実します。</p>

(3) 障害者のふれあい・交流の促進

障害者のふれあいの推進 児童館で実施する「きらきらキッズ」を通じ、障害者や家族と市民のふれあいを推進します。
障害者団体の支援 障害者団体、家族会等が行う自主的な活動を支援し、障害者の自立を促進します。
障害者の社会参加の推進(再掲:64ページ) 市民生活のあらゆる場面のなかで、障害のある人とない人とが対等な市民同士として出会い、交流する機会を用意します。

(4) ふれあい・交流の基盤整備

庁舎・中央図書館の交流拠点創出事業の推進 子どもから高齢者までの多世代の人たちが交流する拠点として公共施設の機能転換を図る等、社会状況の変化に対応し、活用することで地域の活性化を図ります。
空き家の適正な管理の推進 地域の良好な住環境を確保するため、状況に応じた空き家の適正管理を推進するとともに、空き家の有効活用に向けた取組を促進します。
まちづくりのためのコーディネーターの養成(再掲:23・35ページ) 市民、市民活動団体等の地域で活動する様々な主体のなかからコーディネーターできる人材の発掘を進めるとともに、コーディネーターを育成するために必要な研修等の機会を設けます。
市民活動の促進 市民活動の必要性について啓発を図るとともに、活動事例や問い合わせ先の紹介等、行動に移しやすい環境づくりに取り組み、市民活動への市民の参加を促進します。

【社会福祉協議会の活動】

市民活動団体や事業所等が行うふれあい・交流の活動、サロンづくりを促進します。また、障害者と市民の交流を推進します。

ふれあい・いきいきサロン推進事業

高齢者等の地域での居場所・拠点となる多様なサロンづくりに取り組み、市民が中心となり、地域の仲間づくり、介護予防の一環として定期的を開催することを支援します。

障害者生活介護施設「きいちご」の運営

障害者の自立と社会参加を目的とした「きいちご」の運営をとおして、市民が障害者を理解し、交流できる場をつくれます。

障害者喫茶コーナー「どんぐり」運営事業

障害者と市民の交流の場として、障害者福祉喫茶コーナーの運営を行います。

基本目標 1

地域のふれあいで支え合いの仕組みをつくろう

3 市民の支え合いのシステムづくり

◆ 市民の声

- 私の地域の自治会活動が素晴らしいが、市内のそれぞれの自治会で格差があるように思う。鶴ヶ島として全地域が良くなるようにしてほしい。
- 誰もがいつでも出来るボランティア活動。昔ながらのお互い様、助け合いを復活させる。
- 経験豊富な人材の活用がまだ少ない。リタイヤした人の持っている力を色々な場面で活用出来る場面を作ると良い。
- 夫婦の2人世帯だが、独りになった時のことを考えると不安。出来る限り多く人と触れ合いを持ちたい。

◆ 市民活動団体及び事業者の声

- インフォーマルなサービスが数多く出来れば良い。介護保険でのサービスには限度があると思われる。
- ゴミ出し、病院の付き添い、精神的な支えを地域支え合い協議会の助け合い隊にお願いしている。地域支え合い協議会の活動は非常にありがたい。地域支え合い協議会が市内全域に設立されると良いと思う。
- 介護事業所では人材が不足しているため、地域支え合い協議会の助け合い隊等の通院、買い物等のサービスの充実を願う。
- 障害児の場合では、学校、事業所等のネットワークがもっと充実しないと支え合うことは出来ない。関係者同士が、日常的に情報交換し、サービス提供を助け合えるようになれば良いと思う。

◎ 基本的方向

市民、市民活動団体等の地域で活動する様々な主体が、地域活動に参加し、又は参画し、多種多様な支え合い・助け合いの仕組みをつくり、支援を必要とする人を支え・助けるシステムをつくりまします。

《市の具体的な施策・取組》

(1) 市民協働の推進

<p>地域活動への参加の促進</p> <p>安心な暮らしを実現するため、地域が主体となった活動を支援します。また、近隣大学と連携し学生の地域活動への参加を促進します。</p>
<p>寄附によるまちづくりの推進</p> <p>鶴ヶ島を応援しようとする人から広く寄附を募り、寄附者の意向を反映した政策を実現することにより、様々な人々の参加によるまちづくりを推進します。</p>
<p>市民協働事業の推進</p> <p>市民提案による協働事業制度を活用し、市民と協働して課題解決に取り組みます。</p>
<p>まちづくりのためのコーディネーターの養成(再掲:23・32ページ)</p> <p>市民、市民活動団体等の地域で活動する様々な主体のなかからコーディネートできる人材の発掘を進めるとともに、コーディネーターを育成するために必要な研修等の機会を設けます。</p>

(2) 市民の支え合いのシステムの推進

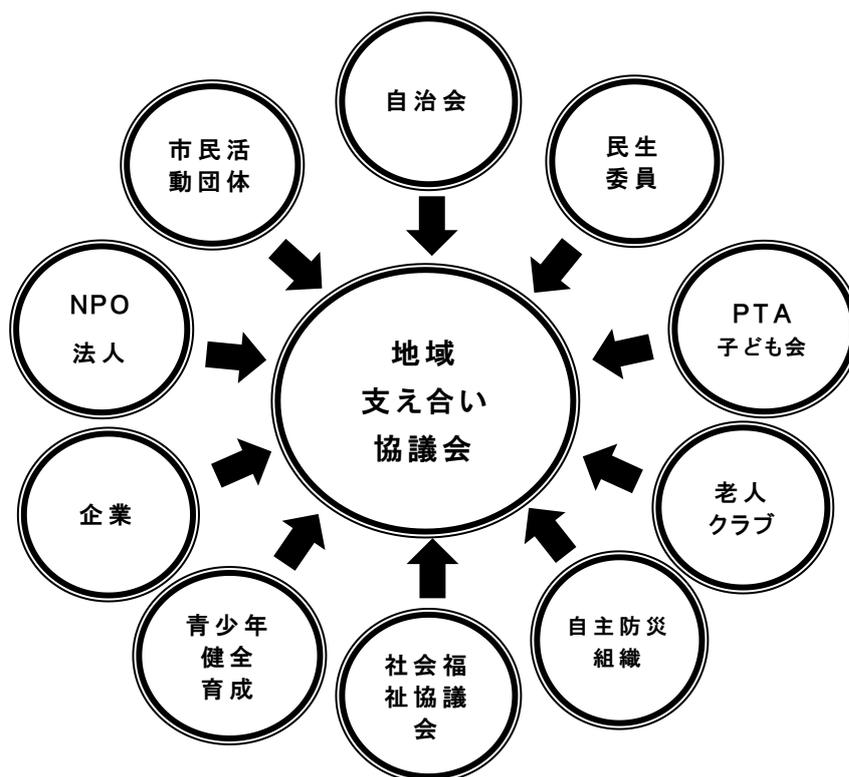
<p>自治会活動への支援(再掲:64ページ)</p> <p>自治会への加入や自治会活動を促進するための支援を行います。</p>
<p>地域コミュニティの仕組みづくりの推進</p> <p>自治会長を会員とした組織であるコミュニティ協議会の運営支援や連携を通じて地域コミュニティの仕組みづくりを進めます。</p>
<p>防犯パトロール等の充実(再掲:27ページ)</p> <p>市民青色防犯パトロール隊の充実、児童・生徒の下校時等の見守り活動の充実、市民、市民活動団体等と連携し、地域における犯罪抑止のための取組を進めます。</p>
<p>自主防災組織への支援(再掲:43ページ)</p> <p>地域の自主防災組織の設立、活動等を通して、市民自らが防災活動の担い手であることを認識し、お互いに助け合う「共助」の取組を支援します。</p>
<p>地域支え合い協議会の支援(再掲:27ページ)</p> <p>地域の課題を地域で解決していくために、地域支え合い協議会の市内全域での設立を目指します。</p>
<p>学校応援団の充実</p> <p>地域で学校を支える学校応援団の充実を図ります。</p>

(3) 市民の助け合いのシステムの推進

<p>社会福祉協議会の基盤強化の促進</p> <p>地域福祉の担い手である市社会福祉協議会の基盤強化を促進するとともに、さらなる連携を図ります。</p>
<p>民生委員・児童委員の活動の促進(再掲:27・51ページ)</p> <p>民生委員・児童委員による地域活動(見守り・相談・支援)の充実を図るため、円滑な活動を行えるように支援します。</p>
<p>ファミリー・サポート・センターの支援の充実</p> <p>地域で子どもを育てるために「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」の相互扶助組織であるファミリー・サポート・センターの活動を支援し、地域における子育て支援を充実します。</p>

地域支え合い協議会

地域が抱える課題を地域で解決する共助による社会をつくることを目的とし、小学校区単位などの地域において、自治会をはじめ、市民活動団体、企業等の様々な主体とその関係者が連携・協力をする組織です。



活動例

- 避難所設営を想定した話し合いや訓練
- 高齢者を対象としたサロン活動
- 助け合い隊(身近な困りごとの助け合い)
- 高齢者の見守り・声かけ活動
- 子どもを対象としたサロン活動(例 宿題サロン、プレーパーク等)
- 地域の多様な団体とのネットワーク構築

【6つの地域で設立されています】

鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会

避難所運営のための組織がスタートとなり発足。多様な事業を展開。平成25年12月に法人化。
（平成23年設立）

事務所：
鶴ヶ島第二
小学校
敷地内



富士見地区地域支え合い協議会

地域福祉団体の活動がきっかけとなり設立。助け合い隊や食育活動などを積極的に行う。
（平成24年設立）

事務所：
富士見
自治会館
敷地内



サザン地域支え合い協議会

地域の運動会をきっかけに設立。農村地域と住宅地の融合、自治会や市民センターとの関わりが強い。
（平成25年設立）

事務所：
大橋市民
センター内



杉下地域支え合い協議会

地域の民生委員やサロン活動を行う活動者が中心となって設立。
（平成26年設立）

事務所：
東市民
センター内



西部地域支え合い協議会

合同で納涼祭を実施してきた地域を中心に、設立に向けた話し合いが進められ設立。
（平成28年設立）

事務所：
西市民
センター内



つるがしま中央地域支え合い協議会

共栄連合自治会、藤金連合自治会、星和若葉台自治会の地域を中心に設立。
（平成28年設立）

事務所：
市役所
現業棟内



【社会福祉協議会の活動】

市民や市民活動団体等が主体的に地域での活動に参加できる仕組みづくりを推進します。また、市民が参加して、支援を必要とする人を支え・助けるシステムをつくりま

<p>地域支え合い協議会の支援</p> <p>地域支え合い協議会の活動を市と協働して支援します。また、設立できていない地域については設立のための支援を行い、地域の支え合い・助け合いの仕組みを推進します。</p>
<p>会員会費や寄附によるまちづくりの推進</p> <p>社会福祉協議会の活動への理解を広め、賛同いただける市民、ボランティア・市民活動団体、企業等から会員会費や寄附を募り、様々な人の参加による福祉のまちづくりを推進します。</p>
<p>共同募金運動[※]の強化</p> <p>共同募金運動にかかわる市民、団体、事業所を増やし、「自分のまちを良くするしくみ」として、意識醸成を進めます。また、共同募金を活用して、ふれあい・いきいきサロンの推進や学校、福祉教育体験学習推進校、福祉事業所等を支援します。</p>
<p>市民同士の相互相談の仕組みづくり(再掲:29・51ページ)</p> <p>市民が市民の立場で相談を受ける仕組み(心配ごと相談)の検討を行います。</p>
<p>子育て援助の活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)【市委託事業】</p> <p>乳幼児や児童の預かり等の援助が必要な利用会員と子育てを応援する提供会員との相互援助活動を推進し、地域における子育て支援を充実します。</p>
<p>ふれあいサービス事業の推進</p> <p>日常生活の援助に必要な利用会員と協力会員の相互扶助の仕組みにより、生活支援サービスの提供を行うことにより、介護保険や障害福祉サービスでは対応できない支援を行います。</p>
<p>助け合い隊等の活動の推進</p> <p>助け合い隊(地域支え合い協議会)の活動を推進し、自治会等でも行われている助け合いの仕組みを支援します。</p>
<p>市民の支え合いの担い手等の養成(再掲:61ページ)</p> <p>ふれあい・いきいきサロン、ふれあいサービス、ファミリー・サポート・センター、助け合い隊等の担い手の掘り起しと活動者のスキルの向上を目指します。</p>

基本目標 1

地域のふれあいで支え合いの仕組みをつくろう

4 市民と多様な団体との支え合いのシステムづくり

◆ 市民の声

- 児童館は、市民センターに併設されているため、安心して子どもを送り出せるので助かっている。もっと利用時間を長くしたり、学童と連携したりすることにより、規模を拡大してもらえると良い。
- 放課後に児童館で障害児の宿題を見てくれるボランティアがほしい（勉強の仕方を教えてもらいたい）

◆ 市民活動団体及び事業者の声

- 高齢者が増えていく中で、インフォーマルな社会資源が大きな役割を担っている。フォーマル^{*}とインフォーマルの社会資源の連携をより円滑にすることにより、サービスを必要とする人にとって、有効な選択肢が増えることになると思う。
- 他市では、地域で体操ボランティア活動等について公民館等で実施しているようだ。そのような活動に事業者・団体も関われば良い。
- 事業所が地域と交流するには、自治会や民生委員とのつながりが大切だと思う。
- 地域の人と仲良くなりながら、専門機関の発達支援センター、幼稚園、保育所等と連携をとり、その子の発達援助を手伝えたらと思う。
- 障害児を抱えた家庭では、特に母子・父子家庭の場合、大変な生活状況であると思う。貧困問題、虐待等もそこに加わる場合もある。地域や関係機関とのネットワークや連携がどうしても必要である。

◎ 基本的方向

市民や市民活動団体、福祉事業者等と企業や商店街等との協働、多主体・多職種の協働を促進し、支援を必要とする人への多様なサービスの提供や支え合いのシステムをつくります。

《市の具体的な施策・取組》

(1) 市民活動団体等の支え合いの推進

市民活動団体等の活動の支援

ボランティア、市民活動団体、大学、企業等の様々な主体が実施する社会貢献活動を支援し、主体間の連携が図れるよう情報提供等を行います。

社会福祉法人の設立、運営の支援

福祉の専門的な援助知識や相談技術を有する社会福祉法人の設立や運営を支援し、民生委員・児童委員や市民活動団体等との連携を支援します。

(2) 企業や商店街等の支え合いの推進

つるがしま見守りねっと(高齢者見守りネットワーク)の充実(再掲:27・51ページ)

市民・事業者等が相互に連携して高齢者や障害者・生活困窮者等の見守り・声かけを行い、高齢者等が孤立することなく安心して生活できる地域づくりを進めます。

地域に根ざした商店街の形成支援

超高齢社会を見据え、身近で利用しやすく、地域に根ざした商店街を形成できるよう必要な支援を行います。

パパ・ママ応援ショップ等の周知(県との連携事業)

中学生までの子ども又は妊婦のいる家庭を応援するため、店舗等での割引等のサービスが受けられる応援ショップ事業の周知を図ります。

(3) 多主体・多職種協働の促進

多様な主体による支え合いの推進(再掲:23ページ)

市民、市民活動団体、企業等の多様な主体(多主体)が支援を必要とする人を支えるシステムを推進します。

多職種協働の促進(再掲:23ページ)

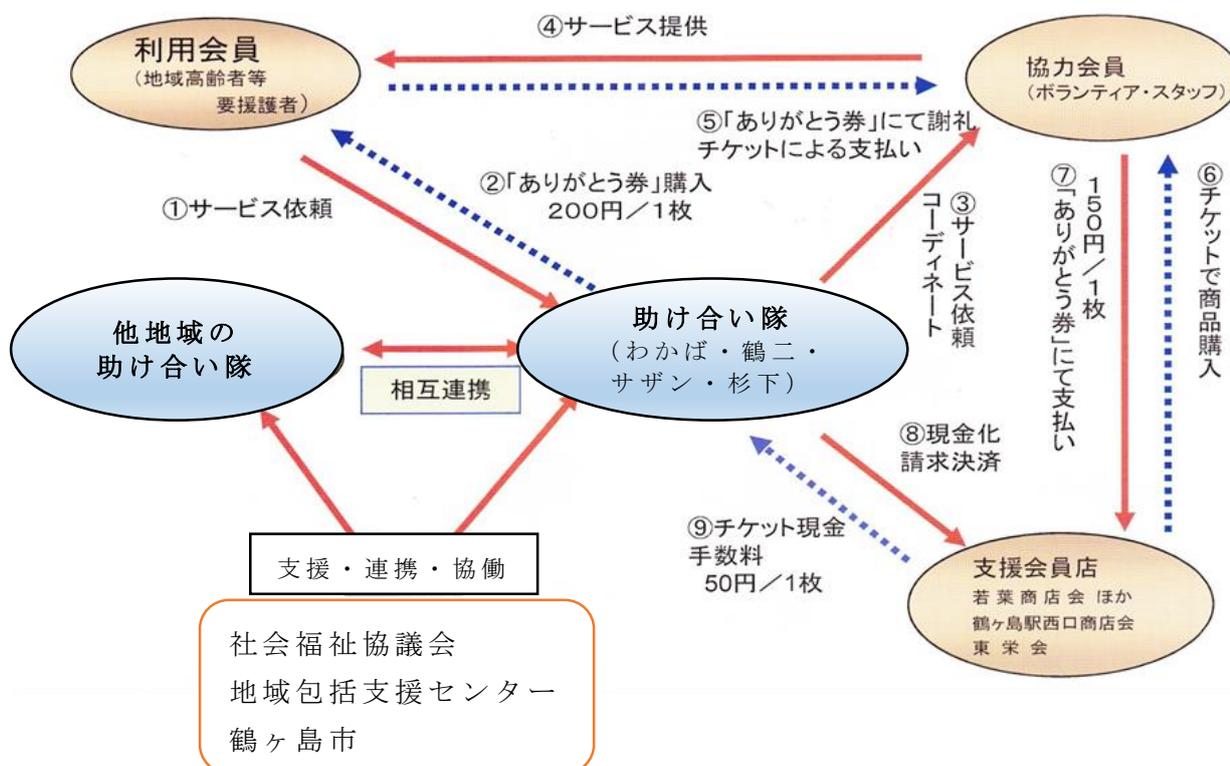
身近な地域で、包括的な支援を行うために、医療、看護、介護、福祉等の多職種が一体となった支援が受けられるよう、多職種協働を促進します。

【社会福祉協議会の活動】

ボランティア、市民活動団体、福祉事業者、自治会、地域支え合い協議会等が、企業や商店街、学校等と地域課題を解決するための協働を促進し、支え合いのシステムを構築します。

<p>市民活動団体などの活動支援</p> <p>ボランティア、市民活動団体、自治会が主体的に、大学や企業等と協働する仕組みをつくり、活動を支援します。</p>
<p>婚活支援事業の推進</p> <p>独身男女の出会いの場をつくることを目的に、様々な企業や事業所、商店街等とも協働して、結婚活動の支援を行います。</p>
<p>多職種協働と福祉専門職等の資質向上の促進</p> <p>多職種による協働を市と共に推進します。また、多職種協働による課題の共有・検討を行う過程で、課題の抱え込みや燃え尽き防止、資質の向上に取り組みます。</p>
<p>情報交換の場の創造</p> <p>福祉事業者、自治会、市民活動団体、地域支え合い協議会、障害者支援ネットワーク協議会等の多主体・多職種の情報交換の場を作ります。</p>

鶴ヶ島助け合い隊の仕組み



基本目標2

支え合いの仕組みで安心できる地域をつくろう

1 災害時に備えた支援のシステムづくり

◆ 市民の声

- 大規模災害に備えて、自助、共助を高めるべきだと思う。
- 自治会未加入者にも、防災など色々な面で助け合う仕組みが必要。

◆ 市民活動団体及び事業者の声

- 災害対策は、人為的なマンパワーが大事。施設・法人を飛び越えたネットワーク作りが出来ればと思う。
- 災害時の安否確認はどこまで出来るのだろうかと感じている。
- 災害時になったら、お互いに声を掛け合うのが大切だと思う。自治会での交流を持っていくことが大切。

◎ 基本的方向

避難行動要支援者^{*}に対する避難支援が円滑かつ迅速に行われるよう、自治会や自主防災組織等との連携により、災害時の支援体制を整備します。

また、災害時の広域支援やボランティアによる支援の体制を促進します。

《市の具体的な施策・取組》

(1) 避難時に支援を必要とする人への支援体制の整備

<p>避難行動要支援者対策の推進</p> <p>自力による避難が困難な高齢者や障害者等を災害から守るため、避難行動要支援者名簿を作成する等の避難行動要支援者対策を進めます。</p>
<p>避難支援体制の構築</p> <p>自治会、自主防災組織、消防、警察等の関係機関と連携し、平常時から避難支援体制を構築します。</p>
<p>自主防災組織への支援(再掲:35ページ)</p> <p>地域の自主防災組織の設立、活動等を通して、市民自らが防災活動の担い手であることを認識し、お互いに助け合う「共助」の取組を支援します。</p>
<p>公共的団体等との協力体制の整備</p> <p>医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、生活協同組合、赤十字奉仕団等との相互の連絡を密にして、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備及び組織の充実を図ります。</p>
<p>企業・事業所等との災害時応援協定の充実</p> <p>企業・事業所等と災害時における生活物資供給等の優先供給等の協定を締結して、応急支援体制を整備します。</p>
<p>福祉施設等の災害時避難体制の整備</p> <p>避難所における生活が困難な要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児世帯等）の生活を支援するために、民間福祉施設、保健医療施設等との二次避難所（福祉避難所）※協定を締結し、災害時避難体制を整備します。</p>

(2) 市民やボランティアによる支援の促進

<p>地域防災の推進</p> <p>自治会、自主防災組織、地域支え合い協議会、民生委員等による協力体制を整備し、要配慮者の安全確保を推進します。</p>
<p>災害ボランティア登録制度の周知</p> <p>災害ボランティアとして活動を希望する市民又は団体に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図り、登録への呼びかけを積極的に行います。</p>

【社会福祉協議会の活動】

地域支え合い協議会等と連携しながら、防災・減災活動の意識を醸成し、災害時の支援体制を整備します。

災害・減災活動の意識醸成

自治会や地域支え合い協議会と連携・協働しながら、市民への意識醸成、訓練への参加を促進します。

災害対策事業の推進

災害時は市の災害対策本部と綿密な連携の基に、災害ボランティアセンターの設置運営を行います。平時には、災害時における円滑な対応ができるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行います。

被災地の支援

社会福祉協議会のネットワークを生かして、県内外で発生した災害に対し、必要に応じて、義援金の募集等の被災地支援活動を行います。

基本目標2

支え合いの仕組みで安心できる地域をつくろう

2 生活困窮者の支援のシステムづくり

◆ 市民の声

- 介護サービスの利用料が、一割負担でも、毎月の支払いに大変。介護経験者やボランティアの力を借りられる仕組みがあったら、助かる人が多いのではないかと思う。
- 子どもの学校や医療費負担が無くなれば、生活しやすくなる。

◆ 市民活動団体及び事業者の声

- 少しの障害の程度の差によって、障害年金が受給できない人がいる。生活のために一般就労するが、1か月で辞めてしまう。就労先の理解が必要だと思う。
- 障害者は、経済的な部分で地域から孤立する傾向がある。民生委員、自治会、事業所等で考えていくことが必要だと思う。
- 職員が、施設に来る子どもと接していると、食べるものに困っている家庭があることが分かる。そのため、こども支援課と連携することがある。

◎ 基本的方向

生活のしづらさを感じている人や困窮状態にある人が、地域で自立し、暮らし続けられるよう、専門的な支援体制を整備します。

また、貧困の連鎖^{*}を断ち切るために、子どもの学習支援、居場所づくり等、子どもの貧困対策を推進します。

《市の具体的な施策・取組》

(1) 生活困窮者等への支援体制の整備

生活困窮者等の相談・支援体制の充実 生活困窮者等が抱える様々な問題に対応するため、生活サポートセンターを中心に、関係機関と連携を図り、適切な助言又は支援を受けられるようにします。
経済的自立支援の充実 生活困窮者等に対し、就労支援、就労準備支援等を行い、経済的自立を支援します。
就労支援の連携の強化 障害者就労支援、母子就労支援、被保護者・生活困窮者就労支援の連携を強化します。
ひとり親家庭等に対する相談体制の機能の充実・強化 ひとり親家庭等の子育て、生活、就業、養育費の確保等、ひとり親等が抱える多様な課題を総合的に相談できる体制を充実・強化します。
子どもの貧困対策の推進 子どもの貧困対策を総合的に推進する体制を構築します。
子ども食堂の支援 NPO法人等が地域で実施する子ども食堂の運営を支援します。
社会福祉法人の社会貢献活動の促進 社会福祉法人の社会貢献活動の義務化に伴い、支援を必要とする人へ無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを促進します。

(2) 生活困窮者等への支援の充実**貧困の連鎖を断ち切るための学習支援の充実**

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、生活保護および生活困窮世帯の子どもの対象に、就学および修学のための学習支援を実施します。

就学援助事業の実施

経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費や学用品等の一部を援助します。

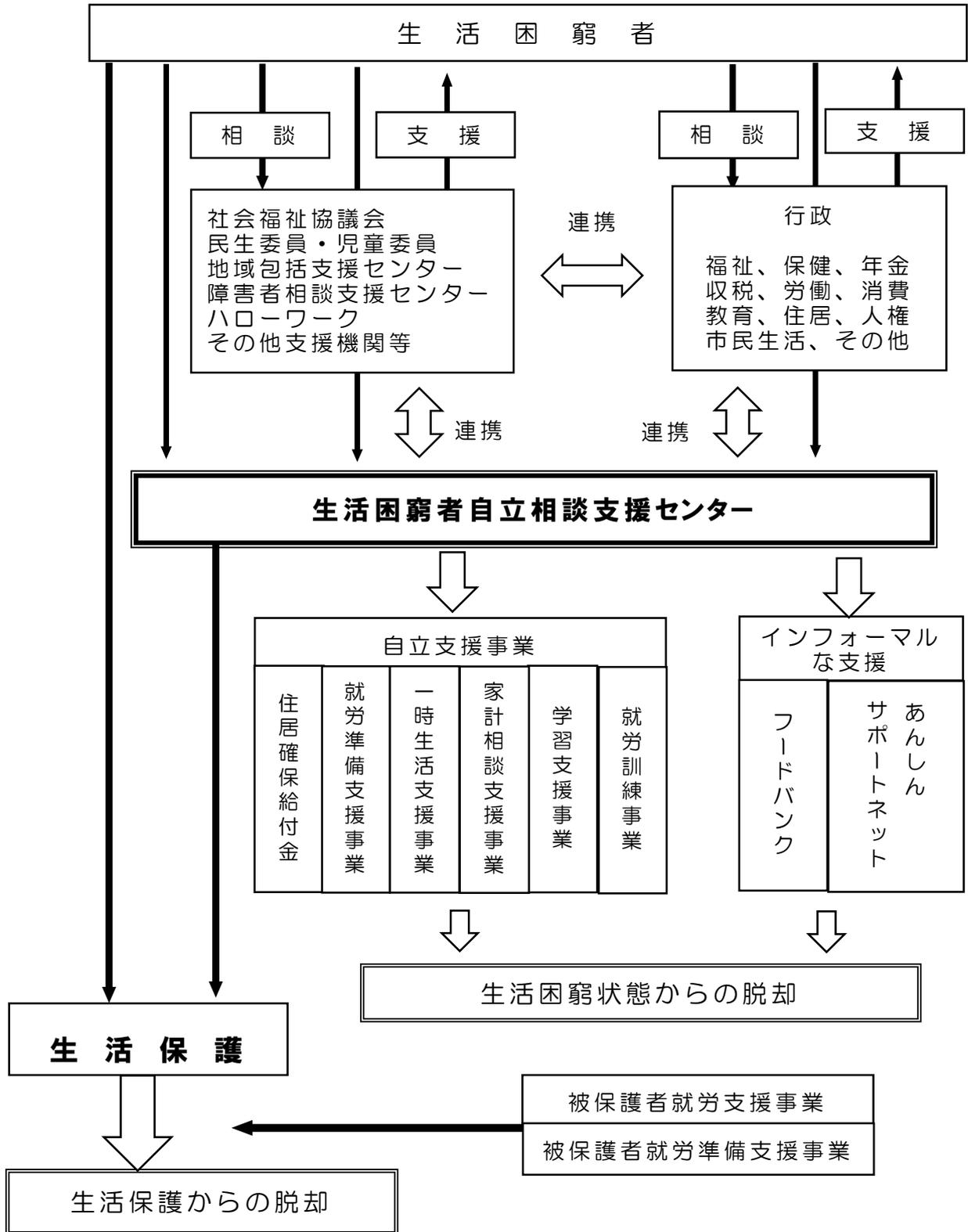
入学準備金貸付制度の推進

高校、大学及び専修学校に進学する意欲を持ちながら、経済的な理由により、就学が困難な人のために、入学に必要な費用の一部を無利子で貸付けます。

生活保護制度の適正実施(再掲:51ページ)

生活保護制度について、制度の適正な運営を図るとともに、生活保護受給世帯の生活の安定や自立を支援します。

生活困窮者の自立支援体制



【社会福祉協議会の活動】

経済的困窮や社会的孤立^{*}（ひきこもり等）などの生活しづらさのある人が、地域でその人らしく暮らし続けられるよう、生活困窮者自立支援法に基づく支援の体制づくりを市と協働し、進めます。

地域にある多様な事業・活動と連携し、法や制度の狭間の課題を解決する仕組みづくりやその支援に取り組みます。

生活困窮者自立支援事業の推進【市委託事業】（再掲：29ページ）

生活上の様々な課題や生活のしづらさのある人に対し、生活困窮者自立支援法のサービス（就労支援や家計相談支援など）などを活用し、地域でのその人らしい暮らしを支援します。

助け合い資金貸付事業等貸付

生活困窮世帯を支援するために、社会福祉協議会独自の助け合い資金貸付事業や埼玉県社会福祉協議会からの受託事業の生活福祉資金貸付事業を行います。

もったいないプロジェクト^{*}の推進

必要のなくなった家電等をリサイクルし、生活維持に困っている世帯に無償で提供し支援します。

生活困窮者に対する緊急時の危機解消支援の推進

生活困窮者自立相談支援事業と連携し、ライフライン^{*}の停止などの緊急時の相談に、彩の国あんしんセーフティネット事業^{*}や歳末援護事業等を活用した一定の枠組みのもと、現物支給による経済的支援を行います。

食料が必要な人や食事が十分に摂れない子どもへの支援

フードバンク^{*}、市民活動団体等と連携し、経済的困難により食料がない人への食料支援を行うほか、食事が十分に摂れない子どもの支援方策を検討します。

基本目標2

支え合いの仕組みで安心できる地域をつくろう

3 社会的孤立を防止するシステムづくり

◆ 市民の声

- 近所の人との交流やスポーツなどを楽しんでいる人と、引きこもってしまっている人との差があるので、引きこもっている人をもう少し外に向けるようなシステムがあればと思う。
- 独居高齢者の孤立死を減らすために、独居高齢者の見守り活動を行う。

◆ 市民活動団体及び事業者の声

- 高齢者が孤立しないために、隣近所の関係が築かれるよう、市が地域の潤滑油になってもらいたい。
- 人とふれあえる場に出て行かない人がいる。

◎ 基本的方向

地域の中で孤立する人を発見し、見守り、支援する体制やひきこもりに対する相談支援、居場所づくり等を整備し、孤立死を防止します。

また、自殺を防止するために、専門的な機関と連携して自殺対策を推進します。

《市の具体的な施策・取組》

(1) 社会的孤立を防止する取組の充実

<p>つるがしま見守りねっと(高齢者見守りネットワーク)の充実(再掲:27・40ページ)</p> <p>市民・事業者等が相互に連携して高齢者や障害者・生活困窮者等の見守り・声かけを行い、高齢者等が孤立することなく安心して生活できる地域づくりを進めます。</p>
<p>民生委員・児童委員の活動の促進(再掲:27・36ページ)</p> <p>民生委員・児童委員による地域活動(見守り・相談・支援)の充実を図るため、円滑な活動を行えるように支援します。</p>
<p>高齢者サロン等の拡充(再掲:31ページ)</p> <p>高齢者サロン、生きがいハピリ交流事業等、高齢者の交流の場を充実するとともに、高齢者自らが高齢者を支える担い手となり、社会参加や生きがいを持って活動できるよう情報提供を進めます。</p>
<p>自殺対策の推進</p> <p>ゲートキーパー[*]の養成や多重債務、いじめ、精神疾患等の多問題の相談、支援等を行う、生活サポートセンター等と連携を強化します。</p>
<p>生活保護制度の適正実施(再掲:47ページ)</p> <p>生活保護制度について、制度の適正な運営を図るとともに、生活保護受給世帯の生活の安定や自立を支援します。</p>

【社会福祉協議会の活動】

社会的孤立状態をつくらないことを意識して、市民、専門職がそれぞれの立場で、見守り・支え合うための相談機能を充実します。

<p>市民同士の相互相談の仕組みづくり(再掲:29・38ページ)</p> <p>市民が市民の立場で相談を受ける仕組み(心配ごと相談)の検討を行います。</p>
<p>相談機能の充実</p> <p>障害者や高齢者、生活困窮者等からの相談支援を行う社会福祉協議会及び生活サポートセンターの機能の周知を強化し、関係機関とのネットワークによる相談体制を充実します。</p>

基本目標2

支え合いの仕組みで安心できる地域をつくろう

4 高齢者の地域包括ケアシステムづくり

◆ 市民の声

- 高齢者サービス等の利用が分かりやすくなると良い。
- 高齢者だが、病気になっても病院でなく自宅で医療を受けたいので、在宅医師を増やしてほしい。

◆ 市民活動団体及び事業者の声

- 個別の支援の中で、目に見えるチーム支援を積み重ねて、スキルアップと連携を図る。お互いの業務や役割を確認しあう。縦割りを出来るだけ減らせるような会議や協議会構成を行う。具体的に出来る取組から出来る人・機関で取り組んでいく。

◎ 基本的方向

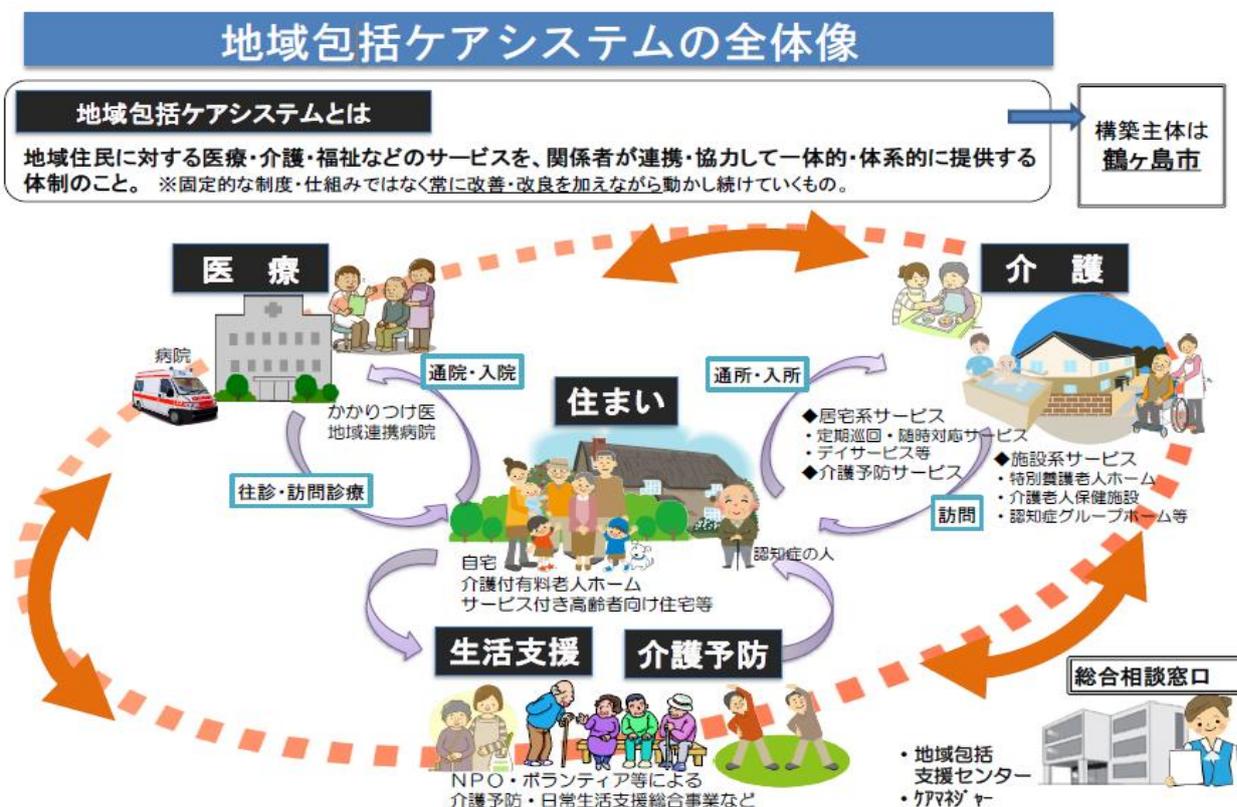
高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが適切に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めます。

また、多様な主体が参画し、地域の支え合いを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を可能とする介護予防・日常生活支援総合事業を進めます。

《市の具体的な施策・取組》

(1) 地域包括ケアシステムの構築

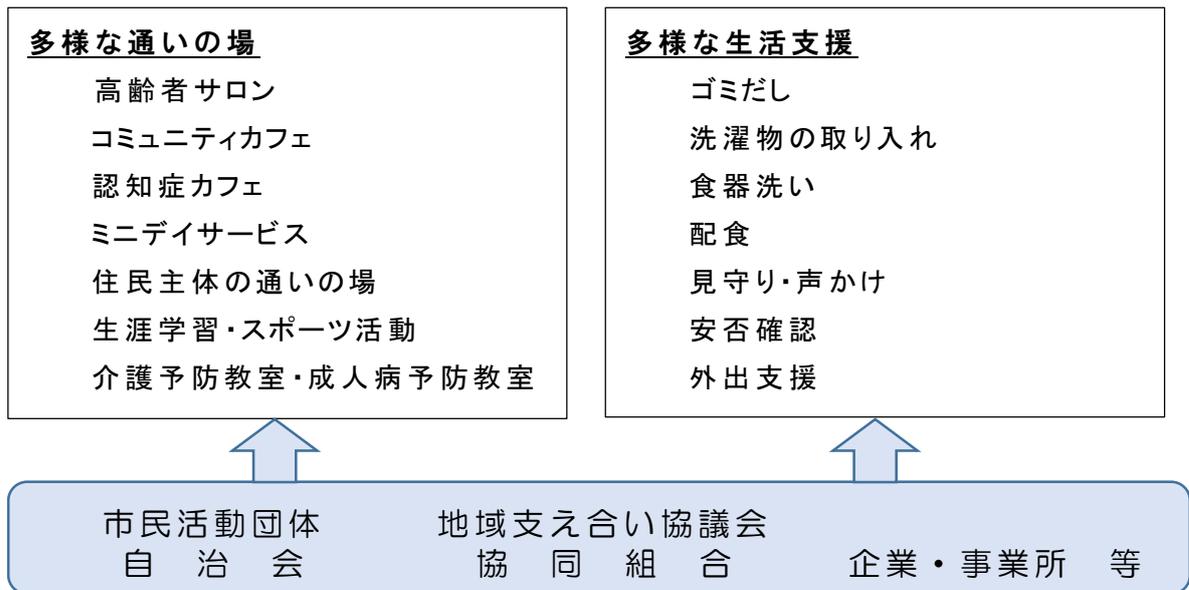
<p>地域包括ケアシステムの構築</p> <p>高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが切れ目なく、継続的に提供される仕組みづくりを進めます。</p>
<p>医療と介護の連携の推進</p> <p>在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療機関や介護サービス事業者等の多職種協働による医療と介護の連携を推進します。</p>
<p>地域包括支援センターの機能の充実・強化</p> <p>地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う地域包括支援センターの機能を充実・強化します。</p>



(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

介護予防・日常生活支援総合事業の実施 介護事業所、市民活動団体、ボランティア等の地域の多様な主体が多様なサービスを提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施します。
生活支援体制推進協議会の設置 生活支援又は介護予防の活動を行う多様なサービス主体の参画を求め、情報の共有、連携・協働による資源開発等を推進し、生活支援及び介護予防体制の充実・強化を図るため、生活支援体制推進協議会を設置します。
生活支援コーディネーターの配置(再掲:23ページ) 生活支援等の担い手の発掘や養成、高齢者の日常生活に係るニーズとサービスの把握やマッチング、サービスの創出、多様なサービス主体のネットワーク化等を図るための生活支援コーディネーターを配置します。

多様な主体によるサービスの提供（例）



【社会福祉協議会の活動】

これからの超高齢社会の中で、だれもが住み慣れた地域で暮らし続けられるように、支援を必要とする人と専門職や事業所をつなぐコーディネートの仕組みをつくり、地域包括ケアシステムの構築を市と共に推進します。

地域包括ケアシステムの構築のための支援

高齢で支援が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが切れ目なく、継続的に提供される仕組みづくりを市と共に進めます。

生活支援コーディネーターによる地域づくりの推進【市受託事業】

生活支援コーディネーターを配置し、生活支援等の担い手の発掘や養成、高齢者の生活支援に係るニーズとサービスの把握やマッチング、サービスの創出、多様なサービス主体のネットワーク化等を図ります。

市民と専門職等をつなぐコーディネート

地域包括ケアシステムを構築するために、市民や市民活動団体等と福祉専門職、事業所等をつなぎ、情報共有、学習や事業の協働、個別課題の解決のための仕組みを構築します。

基本目標2

支え合いの仕組みで安心できる地域をつくろう

5 権利擁護のシステムづくり

◆ 市民の声

- 要介護、認知症となる前に準備しておくべき事柄として、成年後見人、相続、遺言、財産管理、葬式、墓、保健、家財整理、エンディングノート、等々、手当てしておかないと心配なことが多い。市役所等が中心となって、各種講演会やセミナーをもっと開催すべきである。

◆ 市民活動団体及び事業者の声

- 色々な福祉サービスがあることをそれぞれ困っている家庭に情報が伝わるようにして、利用してもらうようにすれば良い。そして、高齢者、障害者等で、自ら窓口に相談しにくい人への対策が大事だと思う。
- 介護サービスを受ける段階で私たちが関わるのでは遅い。普段から車椅子の操作方法の体験教室、料理教室等で関わっておくことが良い。
- 認知症の人が増えてきているのに、認知症の理解が広まっていない。
- 盲ろう者、視覚・聴覚障害者であり、知的障害、精神障害も併せ持つ人がいる。学校での様々な取組で、高齢者や障害者と交流をもち、その子どもが大きくなったときに支援者になる。子どもたちへの福祉教育はとても大切である。

◎ 基本的方向

判断能力が十分でない高齢者や障害者等でも、その人の権利や財産が守られ、虐待等を受けないようにするために、権利擁護の仕組みを充実します。

《市の具体的な施策・取組》

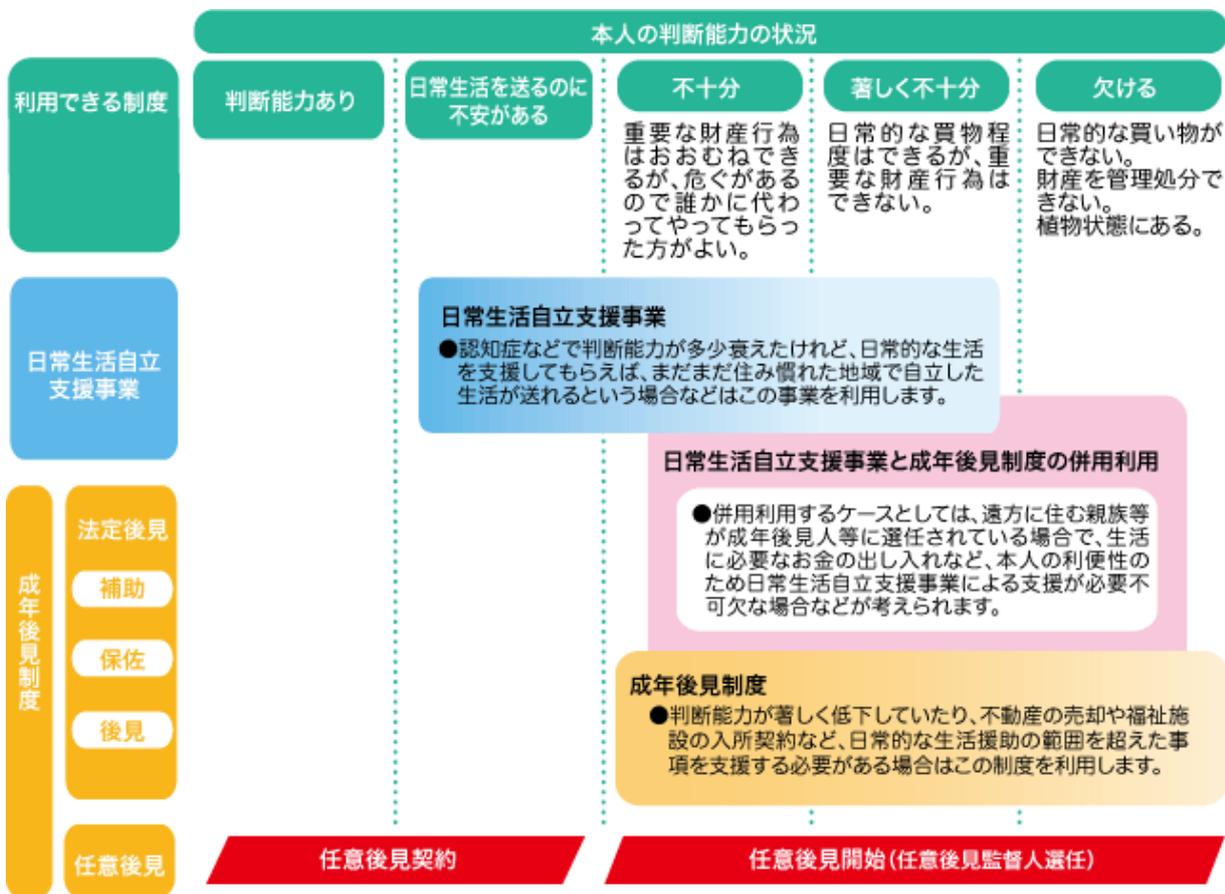
(1) 権利擁護のシステムの充実

<p>人権に関する意識の醸成</p> <p>市民が様々な場を通じて人権尊重の理念について理解を深められるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用等により、人権教育・人権啓発を積極的に推進します。</p>
<p>支援を必要とする人等の理解の促進</p> <p>認知症サポーターの養成、障害者理解促進事業、福祉教育等を推進し、支援を必要とする人等の理解を促進します。</p>
<p>虐待防止体制の整備・連携</p> <p>子ども、高齢者、障害者等の虐待防止、DV（ドメスティック・バイオレンス）防止のために、市民、関係機関、福祉施設、事業者等との見守り体制の充実に努め、民生委員・児童委員、警察、医療機関、学校等との連携を強化します。</p>
<p>成年後見制度の普及啓発、市長申立て制度の活用支援</p> <p>判断能力が十分でない高齢者や障害者等の権利や財産が守られるよう、成年後見制度について、講演会やホームページ等を通じて普及啓発をするとともに、市長申立て制度を活用し、支援します。</p>
<p>法人後見・市民後見の促進</p> <p>成年後見制度における法人後見制度を促進し、成年後見の担い手となる「市民後見人」を養成します。</p>

【社会福祉協議会の活動】

加齢や障害、病気などにより、判断能力が不十分な人に対し、尊厳を持ちながら、自分らしい生活をしていくための成年後見制度などの利用援助や権利擁護支援のための相談を行います。

<p>福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと[※])の推進</p> <p>判断能力に不安がある人などが安心して生活が送れるよう定期的な訪問を行い、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を支援します。</p>
<p>権利擁護支援の推進</p> <p>判断能力の不十分な人が地域で安心して生活していくために、権利擁護支援センターにおいて相談支援や成年後見制度の利用を総合的に支援します。また、権利意識の醸成や虐待防止に努めます。</p>
<p>市民後見人の養成【市委託事業】</p> <p>市民が後見人等を受任し、財産管理や身上監護を行う市民後見人を養成し、活動を支援します。</p>
<p>法人後見事業の推進【市補助事業】</p> <p>後見人等が必要であるが適切な候補者が得られない場合、社会福祉協議会が後見人等を受任し、財産管理や身上監護を行います。</p>



出典 宮崎県社会福祉協議会 HP <https://www.mkensha.or.jp/anshin/seido.html> より

基本目標3

安心できる地域でいきいき暮らせるまちをつくろう

1 健康・生きがいを培うシステムづくり

◆ 市民の声

- 一日でも長く健康でいられるために、たくさんの人と会話をしたり、ゲームをしたり、軽い体操、趣味を楽しむ、そんな場所があれば良い。
- 寝たきり防止のため、高齢者こそ運動が必要と思う。
- 農家の高齢化で休耕地が目立つが、この場所を利用して、もっと体を動かすような機会が作れば良い。

◆ 市民活動団体及び事業者の声

- 少しの障害の程度の差によって、障害年金が受給できない人がいる。生活のために一般就労するが、1か月で辞めてしまう。就労先の理解が必要だと思う。(再掲)
- 体はある程度元気なのに、家に引きこもっているため、体力が落ちて様々な医療サービスや介護サービスを必要としてきている人がいる。

◎ 基本的方向

健康でいきいきと暮らすために、それぞれの世代にあった健康づくりや多様な学習、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる機会を提供します。また、若年層、子育て世代、高齢者等のあらゆる世代に対応した就労相談体制の充実を図り、支援を必要とする人に対する就労支援を充実します。

《市の具体的な施策・取組》

(1) 健康づくりの推進

<p>生涯を通じた健康づくりの推進</p> <p>年齢等により異なる課題に対応するため、各世代にあった健康づくりに取り組めるよう、多様な団体等と連携して、市民が主体的に健康づくりを実践できる機会を提供します。</p>
<p>地域力を活かした健康づくりの推進</p> <p>地域全体で力をあわせ、支え合いながら健康づくりに取り組めるようにするため、地域のボランティア団体やコミュニティ団体等と連携しながら、地域での健康づくりの中心となる人材の育成や活動支援を行います。</p>
<p>食育の推進</p> <p>学校や保育所、幼稚園をはじめ、保健・医療関係者、農業生産者、事業者、食生活改善推進員協議会等の食に関わる様々な関係機関や団体等が連携し、それぞれの特徴を活かしながら、各分野で食育を推進します。</p>
<p>生活習慣病予防対策の充実</p> <p>市民センターや地域支え合い協議会との協働により、生活習慣病予防教室や地域の保健室を開催する等、地域に密着した生活習慣病予防対策の充実を図ります。</p>
<p>介護予防の推進(再掲:31ページ)</p> <p>介護予防に向けた取組を推進するとともに、介護予防ボランティアを養成し、市とボランティアが連携して、住民主体の介護予防活動を支援します。</p>

(2) 生涯学習・スポーツの振興

<p>生涯にわたる学習活動の支援</p> <p>幅広い年齢層や様々な課題に応じた市民、サークル・団体の学習活動を支援します。</p>
<p>生涯スポーツ・健康づくりの推進</p> <p>スポーツ団体や大学、企業等との連携又は協働により、市民にスポーツに親しむ機会を提供する等、スポーツを通して市民の健康増進を図ります。</p>

(3) 就労支援の充実

<p>就労支援体制の構築</p> <p>市ふるさとハローワークによる就労支援を中心として、障害者、母子、生活困窮者等の就労支援部門との連携を図り、効果的な就労支援体制を構築します。</p>
<p>関係機関との連携の強化</p> <p>ハローワーク、市シルバー人材センター等の関係機関や県と連携した就労支援に取り組みます。</p>
<p>女性活躍応援事業の推進</p> <p>企業等における女性の登用や起業に向けた地域ぐるみの取組への支援を行います。</p>

【社会福祉協議会の活動】

自己実現を図り、いきいきと暮らすために、ボランティアや市民活動等にかかわる機会を増やし、その活動を支援します。また、地域活動や就労などを支援します。

<p>ボランティア・市民活動推進事業</p> <p>ボランティア・市民活動団体に関する研修や活動を支援し、様々なボランティア・市民活動団体と協働して、地域課題解決のための講座や研修、福祉人材の育成を行います。</p>
<p>ボランティア体験プログラム</p> <p>ボランティア活動をしたい人に対して、市民活動団体及び福祉施設・事業所の協力を得て、体験プログラムを実施します。</p>
<p>市民の支え合いの担い手等の養成(再掲:38ページ)</p> <p>ふれあい・いきいきサロン、ふれあいサービス、ファミリー・サポート・センター、助け合い隊等の担い手の掘り起しと活動者のスキルの向上を目指します。</p>
<p>地域活動への参加促進</p> <p>自治会や地域支え合い協議会等の支援を通して、地域活動に参加する市民の支援を行います。</p>
<p>生活サポートセンターにおける就労支援事業</p> <p>病気や障害、解雇や不安定就労など、生活する上で様々な生きづらさを抱えている人に対する就労支援を行います。</p>

基本目標3

安心できる地域でいきいき暮らせるまちをつくろう

2 社会参加を促すシステムづくり

◆ 市民の声

- ・ 1人暮らしの人が家から出やすい工夫をしてほしい。
- ・ 地域活動についての情報不足。もっと情報提供してほしい。
- ・ 運動場、公園などを高齢者が積極的に出向く環境づくりをして、多くの人が利用するようになれば、健康増進につながると思う。
- ・ 子どもを育てている女性が働きやすいようにしてほしい。
- ・ パートもフルタイムも関係なく、働きたい女性が安心して子どもを預けることが出来るまちにしていきたい。
- ・ 障害者のスポーツをする機会を作してほしい。
- ・ 道路整備をするのなら段差のない道にすべきである。
- ・ つるバス・つるワゴンの運行本数をもっと増やして、もっと利用しやすくしてほしい。

◆ 市民活動団体及び事業者の声

- ・ 交通の便が良くない地域には、つるバス・つるワゴンを走らせてほしい。出来れば運行本数を増やしてもらえると、福祉サービスの利用者が助かると思う。
- ・ 外国人との関係については、まず言葉の違いによる意思疎通の難しさがある。また、宗教や文化による生活の違いについて、日本人はなかなか理解できない。地域の人々の理解が得られる機会があると良いと思う。

◎ 基本的方向

公共空間のバリアフリー化やユニバーサルデザイン※に配慮したまちづくりを推進し、高齢者や障害者、子どもや乳幼児を連れた親でも、安心・安全に移動でき、自ら社会参加できるシステムの構築を進めます。

また、身近な地域の中で行われる様々な市民の地域活動やボランティア活動を支援します。

《市の具体的な施策・取組》

(1) 社会参加のための条件整備の推進

<p>共生社会・ノーマライゼーションの理念の普及(再掲:27ページ)</p> <p>共生社会、ノーマライゼーションの理念や必要性について、様々な機会を通して分かりやすく示すことにより、市民の共生社会、ノーマライゼーションに対する認識を高めます。</p>
<p>公共施設・公共機関のバリアフリー化の推進</p> <p>庁舎、公園、道路、駅等について、誰もが安心・安全・快適に利用できる機能向上を図るため、バリアフリー化を推進します。</p>
<p>公共交通の充実</p> <p>超高齢社会を見すえ、市民ニーズに即したルートの見直しを行う等、つるバス・つるワゴンのさらなる利便性の向上を図ります。また、鉄道の利便性向上を促進します。</p>
<p>外出支援の充実</p> <p>高齢者、障害者等が一人で外出できるよう福祉有償運送事業[※]を促進するとともに、ヘルパー等の支援員による移動支援の充実を推進します。</p>
<p>情報のバリアフリー化の推進</p> <p>障害等により情報の収集や活用に支障のある人に、情報収集の手段の確保と利用の円滑化を図り、情報通信の利便性を推進します。</p>
<p>仕事と子育ての両立支援</p> <p>就労形態の多様化に対応した保育サービス、学童保育等を充実し、男性も女性も働きながら、ともに子育てができるよう支援します。</p>

(2) 市民の地域活動の促進

高齢者の活動の支援(再掲:31ページ) 地域の高齢者のつながりの基盤となる老人クラブの活動を支援し、老人クラブの活性化を促進します。
障害者の社会参加の推進(再掲:32ページ) 市民生活のあらゆる場面のなかで、障害のある人とない人とが対等な市民同士として出会い、交流する機会を用意します。
自治会活動への支援(再掲:35ページ) 自治会への加入や自治会活動を促進するための支援を行います。
子ども会・PTAの活動支援 子どもを取り巻く社会環境の変化に対応できるよう、PTA活動や子ども会の活動に必要な情報を提供するとともに、地域活動を行う団体の紹介等により地域における連携を支援します。
市民活動の支援 市民センター等の地域拠点施設において、各種助成金の情報や活動場所の提供、運営に関する相談対応や情報提供、他団体の紹介等を行います。

(3) 他分野との連携の促進

企業等との雇用の連携 障害者や生活困窮者等の就労を支援するため、企業等での一般就労、職業訓練・職業体験等を推進し、雇用の確保を促進します。
農業分野との連携 農業の担い手の一つとして、障害者、生活困窮者等が参加できる農業と福祉の連携を促進します。

【社会福祉協議会の活動】

社会参加を促すために市民活動団体等の情報を発信し、情報のバリアフリー化に努めます。

また、社会参加に支障が必要な人の参加の機会や手段を確保します。

社会参加につながる情報発信

「社協だより」やホームページ等の既存の媒体や新たな媒体を活用し、社会福祉協議会の活動やボランティア・市民活動団体等の情報発信をします。

情報のバリアフリー化の推進

障害等により情報の収集や活用に支障のある人に、情報収集の手段の確保と利用の円滑化を図り、情報通信の利便性を推進します。

障害者の地域づくり事業

障害者支援ネットワーク協議会等と協働して、余暇活動やイベントに取り組みます。

福祉機器等活用事業および三人乗自転車貸出事業

車いすや介護ベッドを必要な人に貸し出します。また、子育て世代に対して、3人乗り自転車を貸し出します。

